

# 宮崎県工業技術センター産学官研究交流室使用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県工業技術センター産学官研究交流室（以下「産学官交流室」という。）の使用に関し、その適正かつ円滑な運営のために必要な事項を定めるものとする。

## (使用者)

第2条 使用者とは、産学官交流室の使用を希望し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱に定める研修生
- (2) 宮崎県工業技術センター等共同研究実施要綱に定める共同研究者
- (3) 宮崎県工業技術センター等指導普及業務実施要綱に定める技術指導を受ける者
- (4) 宮崎県工業技術センター設備使用要綱に定める設備の使用許可を受けた者
- (5) 工業技術センター所長（以下「所長」という。）が使用を認めた者

## (使用時間)

第3条 産学官交流室の使用時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、所長が必要と認めるときは、変更することができる。

## (届出)

第4条 使用者は、別記様式1に定める産学官研究交流室使用届に必要な事項を記入し提出するものとする。ただし、工業技術センター及び食品開発センター（以下「センター」という。）職員はこの限りではない。

## (使用者の義務)

第5条 使用者は、産学官交流室の使用に際しては、施設及び付属設備等を毀損しないよう十分注意しなければならない。

## (鍵の保管等)

第6条 産学官交流室及び付属設備の鍵に関して、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 1日のうち、最初に入室する使用者は中央監視室で鍵を受け取り、最後に退出する使用者は中央監視室に鍵を返却すること。
- (2) 机、ロッカー、キャビネット等に施錠する場合は、責任を持って鍵を保管し、使用終了の際に返却すること。

## (事故による責任)

第7条 使用者の私有物の紛失、破損等については、センターは一切その責任を負わない。

## (損害賠償)

第8条 故意又は過失により施設及び付属設備を著しく損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

## 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。